

平成26年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書 (平成26年度11月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
（一般会計）

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 環境立県推進課 水・大気環境課 緑豊かな自然課 くらしの安心推進課 住まいまちづくり課	1 2 3 4 5 7
	2 歳入歳出事項別明細書		8
	3 節の明細		14
	4 債務負担行為に関する調書	環境立県推進課 水・大気環境課 緑豊かな自然課 くらしの安心推進課 住まいまちづくり課	15

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第12号	鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について	水・大気環境課 衛生環境研究所 くらしの安心推進課 住まいまちづくり課	16

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について (平成26年11月6日専決)	くらしの安心推進課 住まいまちづくり課	25

議案説明資料総括表

生活環境部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,527,351		2,527,351					
水・大気環境課	701,925		701,925					
緑豊かな自然課	1,235,836	8,600	1,244,436				8,600	
くらしの安心推進課	161,787	3,678	165,465				3,678	
住まいまちづくり課	2,905,691	59,250	2,964,941				59,250	
合計	8,115,767	71,528	8,187,295	0	0	0	71,528	
(一般会計)								
環境立県推進課	[債務負担行為] 日本海メタンハイドレート調査促進事業に係る補正							
水・大気環境課	[債務負担行為] 県内三大湖沼 [中海・湖山池・東郷池] の浄化対策推進事業に係る補正							
緑豊かな自然課	山陰海岸世界ジオパークネットワーク推進事業に係る補正							
くらしの安心推進課	(新) あんぜんあんしん自転車啓発事業に係る補正 他							
住まいまちづくり課	とっとり住まいる支援事業に係る補正							

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7879)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本海沖メタンハイドレート調査促進事業	8,608	〔債務負担行為〕 84,700 0	〔債務負担行為〕 84,700 8,608				〔債務負担行為〕 84,700 0	
トータルコスト	16,347	0	16,347	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人	鳥取大学との協議・調整				
工程表の政策目標(指標)	エネルギー資源多様化促進の取組							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

メタンハイドレートが鳥取県沖に賦存するという地理的優位性を活かし、本格的な調査研究開発や採掘技術等に対応できる技術者を育成するため、鳥取大学大学院に、寄附講座(修士課程)を基軸とした専門コースの開設を要請することとしたい。

技術者の育成に当たっては、国が平成30年度にはメタンハイドレートに関する資源開発研究を本格化するとしており、それを踏まえた専門人材を養成するには、平成28年4月から専門コースを開設する必要があるため、寄附講座に必要な経費について債務負担行為を設定する。

2 主な事業内容

(1) 平成26年度に債務負担行為を要求する理由

鳥取大学で平成28年度に専門コースを開講するためには、大学内の手続きを早期に進める必要があり、鳥取県からの寄附を確実に担保することで、大学で寄附講座開設の準備が進められる。

(2) 予算額(県負担分)

寄附講座の開設準備など必要最低限となる経費について債務負担行為を設定する。

- ・開設準備に係る経費(人件費、研究事務費) 4,950千円(平成27年度)

※人件費は、指導教員(教授相当)1名(10月から半年間)

- ・寄附講座運営に係る経費(人件費、研究事務費) 15,950千円×5年分

(平成28年から5年間)

※人件費は、指導教員2名(教授相当1名、助教相当1名)

※専門コースの目標(案)

工学、理学(地球物理学)、水産学、3分野を横断的に履修し海洋資源開発の即戦力となる高度技術者を育成する。

(3) 大学との費用負担の考え方

区分	寄附講座を含む専門コース開設に係る役割分担
県	「専門コース」のうち、「寄附講座」に必要な人件費(教授・助教)や研究費など人材養成の基礎となる部分
大学	県の負担する教員以外で「専門コース」開設に必要となる教員・事務職員等の人件費、「専門コース」の設定に係る費用、学生募集に関する費用等

※カリキュラムの検討を行った上で必要となる研究費や教育費等は鳥取大学と負担のあり方を双方で協議していく。

※研究費は国などの受託研究や助成制度など外部資金を活用することも視野に入れている。

3 債務負担行為額 84,700千円(平成27~32年度)

(単位: 千円)

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	計
債務負担行為額	4,950	15,950	15,950	15,950	15,950	15,950	84,700

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

水・大気環境課 (内線: 7197)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県内三大湖沼〔中海・湖山池・東郷池〕の浄化対策推進事業	45,767	0	45,767	0	0	0	0	
トータルコスト	70,532	0	70,532	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.2人	0.0人	3.2人	湖山池での流動促進装置の試験的導入				
工程表の政策目標(指標)	三大湖沼(中海、湖山池、東郷池)の水質改善を進めるなど、保全・再生を図り、その利用を推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

湖山池の水質浄化(春先から秋にかけての貧酸素化対策)のために、流動促進装置を試験的に池の最深部に導入する。導入後は、水質モニタリングによって水質浄化効果等の検証を行い、費用対効果を勘案しながら今後の装置の本格導入を見極める。

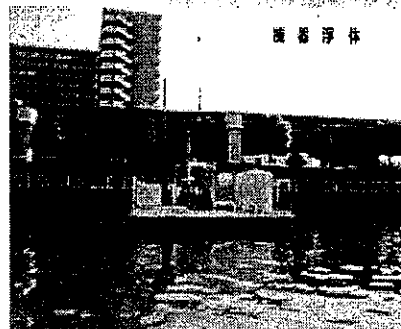
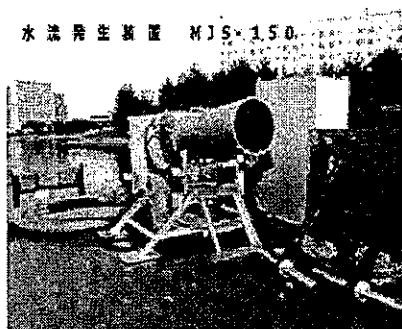
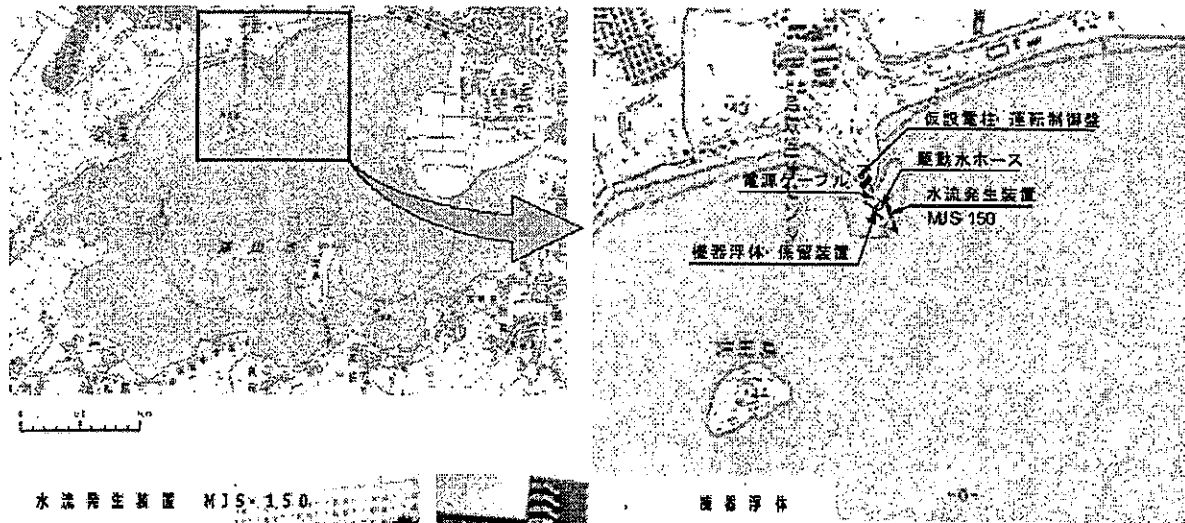
なお、装置設置は、最短で、最深部で貧酸素化が発生し始める5月初旬までの設置を目標と考えているが、設置のための各種諸手続がおよそ3か月程度の期間を要するため、平成26年度内の契約締結及び各種諸手続の申請等を進めるために債務負担行為を設定する。

2 主な事業内容

(1) 最短スケジュール(予定)

1月~2月	流動促進装置の選定、委託契約の締結、関係者協議・調整
2月~3月	諸手続の申請など(河川法申請、電力会社申請ほか)
4月	現地での装置設置の工事開始、テスト運転
5月~10月	本格稼働、水質モニタリングの実施
11月	効果検証まとめ、機器撤去

(2) 機器設置のイメージ図



- 水流発生装置 MJS-150
- 噴流吐出方向
- 機器浮体(ポンプ・MJS)
- ・空気供給管・係留装置
- 駆動水ホース
- 柱上設置電柱と制御盤
- 電源ケーブル

平成26年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

緑豊かな自然課 (内線: 7236)

1目 観光費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸世界ジオパークネットワーク推進事業	83,966	8,600	92,566				債務負担行為 3,000	
トータルコスト	114,148	8,600	122,748	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.9人	0.0人	3.9人	補助金・委託交付事務、情報発信業務等				
工程表の政策目標(指標)	世界ネットワーク加盟を果たした山陰海岸ジオパークについて、関西広域連合の主管県として、ジオウォークなどのイベント実施や環境整備、教育活用、観光、JR活用等、多面的なジオパーク振興事業を推進する。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>山陰海岸ジオパークが世界再認定をされたことを受け、一層のステップアップに向け、案内標識の設置、ボトムアップ型の地域活動の支援等の環境の整備やロングトレイルルートの情報発信等の取組を実施する。</p> <p>また、来年度9月に開催されるAPGN(アジア太平洋ジオパークネットワーク)山陰海岸シンポジウムの気運向上のため、鳥取環境大学が開催するイベントに対する支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 山陰海岸ジオパーク案内標識等の設置(予算額6,800千円)</p> <p>観光客等に山陰海岸ジオパークエリア内にいることをより認識いただけるよう「山陰海岸ジオパーク」の案内標識等を拡大エリアを中心に設置する。</p> <p>(2) [制度改正]山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金(補助率1/2)の拡充</p> <p>ジオパークが重視するボトムアップ型の地域活動を支援するため補助金のメニューを拡充する。(当初予算枠:15,000千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者や市町が行うジオパークに関する様々な取組を支援(市町負担額が上限) [制度拡充]住民団体等が行う清掃等の保護・保全活動や、大学生が中心となって構成する団体が行うジオパーク活動の推進につながる取組を支援。 <p>(3) ロングトレイルルート整備に向けた情報発信(予算額1,000千円)(債務負担行為額3,000千円)</p> <p>現在、整備に向けて検討を進めているロングトレイルルートについて、情報発信を強化するため、アウトドア雑誌と連携し、情報発信を行う。</p> <p>(今後の予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・踏破イベントの開催(1月~2月) ・イベントの情報発信(ホームページ、雑誌5月号掲載) <p>(4) APGNイベントの開催支援(予算額800千円)</p> <p>来年9月に開催されるAPGN山陰海岸シンポジウムの成功を期し、気運醸成を図るため、鳥取環境大学が開催するイベントの開催を支援する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>山陰海岸ジオパークの世界再認定現地審査に当たっては、官民で連携し連絡会を開催するなど準備を整えて取り組んだ結果、再認定を勝ち取った。今後さらなるブラッシュアップを図るため、一層の地域活動の推進や、魅力向上、情報発信などさまざまな施策を関係機関が連携し、行っていく必要がある。</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

くらしの安心推進課 (内線: 7159)

3目 交通対策費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) あんぜんあんしん自転車啓発事業	0	3,678	3,678				3,678	
トータルコスト	0	4,452	4,452	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	自転車事故防止に関する啓発活動				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成25年12月の改正道交法により、自転車の路側帯通行方法等が改正されたが、自転車利用者の交通ルール遵守意識は、十分に浸透しているとは言いがたく、他県では自転車が加害者となる交通事故により高額な賠償事案が発生するなど、自転車の安全利用推進は喫緊の課題である。
 自転車利用者のうち、特に、通学等で自転車を利用する機会が多い中高生を中心として、自転車事故の被害者・加害者とならないための対策を推進するため、自転車事故防止啓発活動を実施する。

2 主な事業内容

(1) 中学生・高校生を対象とした広報・啓発 (1,518千円)

「自転車安全利用五則」等を広報・啓発するための啓発用冊子を作成する。

・配布先… 中学生、高校生、市町村、交通安全関係団体等

(2) 啓発用DVDの作成 (540千円)

県政広報(テレビコマーシャル)を活用し、「自転車の安全利用」を呼びかけるとともに啓発用のDVDを作成する。

・配布先… 県内すべての中学校・高等学校、市町村、関係機関等

(3) 自転車点検・講習の実施 (1,620千円)

県内の高等学校を対象に、自転車の安全点検を行うとともに、安全利用を呼びかける講習会等を実施する。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・各期の交通安全運動、自転車の安全利用推進運動等により、各市町村、関係機関と連携して、自転車の安全利用啓発活動を推進している。
- ・平成26年10月末現在、自転車事故は前年同期比で減少しているが、自転車の交通ルールはいまだ浸透しているとは言いがたい状況であり、引き続き、啓発活動を推進する必要がある。

(今年の自転車事故発生状況 10月末現在)

発生件数124件、※死者3人、負傷者121人(前年比△19件、死者+2、負傷者△22人)

※自転車乗車中に被害者となったもの

平成26年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

6 項 防災費

くらしの安心推進課 (内線: 7185)

1 目 防災総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業	0	債務負担行為 1,036	債務負担行為 1,036				債務負担行為 1,036 0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

災害時における石油製品の供給体制の整備を図るため、国の災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業を活用し、鳥取県石油共同組合が県内のサービスステーション(SS)への石油製品を備蓄するのに要する経費について支援する。

なお、災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業は備蓄を5年間継続する必要があることから、平成27年度以降の石油製品の備蓄に係る経費について債務負担行為を設定する。

<災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業>

- ・所管省庁: 経済産業省(資源エネルギー庁)
 - ・事業期間: 5年
 - ・補助率: 10/10(初年度: 国10/10、2年目以降: 県10/10)
- ※都道府県等の補助により備蓄が5年間継続できた場合は、国庫返納は不要。

2 主な事業内容

(1) 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業について

中核SS及び小口燃料配送拠点SSが行う地下タンク製品の備蓄管理に要した経費について、鳥取県石油協同組合が交付した額の全部について助成する。

(2) 補助内容

- ・平成26年度(平成26年度は経済産業省が補助事業を実施)

事業主体	鳥取県石油協同組合
補助対象経費	燃料購入費、管理費
国の補助率	10/10
補助の要件	県が緊急車両への優先給油に係る協定等を締結し、2年目以降の管理費を負担すること。

- ・平成27年度～平成30年度(平成27年度以降は県が補助事業を実施)

事業主体	鳥取県石油協同組合
補助対象経費	管理費(人件費)
県の補助率	10/10
県の補助額	1,036千円(年額: 259千円)

※中核SSとは…災害時に地域における石油製品の供給拠点となり、警察・消防等の緊急車両に優先給油を実施する役割を担うサービスステーション(県内16施設)

※小口燃料配送拠点SSとは…災害時に医療施設又は避難所等の要請に対応し、これらの施設に適切に燃料を配送するためのサービスステーション(県内10施設)

平成26年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住まいまちづくり課(内線:7408)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる支援事業	304,650	59,250	363,900				59,250	
トータルコスト	316,259	59,250	375,509	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	申請書等の審査、中間確認、完成検査、補助金支払				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

(1) 目的

木造住宅の新築や改修を行う場合に、県産材の使用等に応じて助成を行うことで、県民の住まいづくりを支援するとともに地場産業の振興を図る。

(2) 概要

平成26年度当初の予想を上回る申請数が見込まれることから、不足分について増額の補正を行う。
(当初予算:新築320戸、改修65戸→見込み:新築460戸、改修75戸)

《補正額算出根拠》

A: H26年度当初予算	303,050千円	新築320戸 改修65戸
B: 見込み	362,300千円	新築460戸 改修75戸
C: 不足額	59,250千円	C=B-A

2 主な事業内容

次の要件を満たす住宅の新築及び改修を行う者に対し助成を行う。

- ・県内に本拠地を置く建設業者により施工
- ・改修にあつては、県産材を0.3㎡以上を使用

《新築》最大95万円

助成項目	助成項目
(1) 木造住宅	定額 5万円
(2) 県産材	定額45万円
上記(1)、(2)を満たす場合、上乘せで以下の利用が可能	
(3) 県産規格材 (上乘助成)	上限15万円
(4) 子育て世帯等 (上乘助成)	定額10万円
(5) 伝統技能 (上乘助成)	定額20万円

《改修》最大45万円

助成額	助成項目
(1) 県産材	上限20万円
上記(1)を満たす場合、上乘せで以下の利用が可能	
(2) 県産規格材 (上乘助成)	上限10万円
(3) 伝統技能 (上乘助成)	上限15万円

3 これまでの取組状況、改善点

消費税引き上げによる住宅需要の低下・景気の腰折れ回避を目的として、幅広い世帯が利用しやすいよう「環境にやさしい木の住まい助成事業」の全面改正を本年度に行った。

本年度の住宅着工数は、昨年度の駆け込み需要の反動により、落ち込むと予想されていたが、平成26年9月末現在の本県の木造一戸建住宅の着工数及び本事業の交付決定件数は昨年9月末と比較し同程度で推移し、一昨年9月末との比較ではそれぞれ1.2倍及び1.7倍となっており好調である。

平成26年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	2款 総務費								
				うち生活環境部					
							2項 企画費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	542,743	81	542,824	5,614		5,614	5,614		5,614
2 給料	2,879,178		2,879,178	14,776		14,776	14,776		14,776
3 職員手当等	4,593,162		4,593,162	7,400		7,400	7,400		7,400
4 共済費	1,114,234		1,114,234	6,010		6,010	6,010		6,010
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	22,591		22,591						
7 貸金	35,868		35,868						
8 報償費	283,226	90	283,316	1,735		1,735	1,735		1,735
9 旅費	244,702	1,488	246,190	3,616		3,616	2,632		2,632
費用弁償	28,564	729	29,293	344		344	344		344
普通旅費	165,064	609	165,673	2,345		2,345	1,361		1,361
特別旅費	51,074	150	51,224	927		927	927		927
10 交際費	3,600		3,600						
11 需用費	575,385	1,673	577,058	3,848	1,134	4,982	2,832	1,134	3,966
12 役務費	577,588	2,568	580,156	2,454		2,454	1,336		1,336
13 委託料	4,627,368	39,529	4,666,897	6,976	2,544	9,520	372	2,544	2,916
14 使用料及び賃借料	654,176	374	654,550	707		707	707		707
15 工事請負費	1,114,012		1,114,012	132,657		132,657			
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	78,657	4,060	82,717	26,921		26,921	30		30
19 負担金、補助及び交付金	8,393,774	1,300	8,395,074	16,971		16,971	16,931		16,931
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23 償還金、利子及び割引料	186,000		186,000						
24 投資及び出資金									
25 積立金	170,832		170,832						
26 寄附金									
27 公課費	223		223						
28 繰出金									
予備費									
計	26,099,819	51,163	26,150,982	229,685	3,678	233,363	60,375	3,678	64,053
財源	財国庫支出金								
内	地方債								
訳	その他								
	一般財源								

平成26年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	2項 企画費			
	3目 交通対策費			
1	報酬	4,322		4,322
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	674		674
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金			
8	報償費	60		60
9	旅費	281		281
	費用弁償	172		172
	普通旅費	109		109
	特別旅費			
10	交際費			
11	需用費	883	1,134	2,017
12	役務費	145		145
13	委託料	372	2,544	2,916
14	使用料及び賃借料	219		219
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	30		30
19	負担金、補助及び交付金	5,942		5,942
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	12,928	3,678	16,606
財	国庫支出金			
源	地方債			
内	その他	20		20
訳	一般財源	12,908	3,678	16,586

平成26年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	7款 商工費									
	うち生活環境部			3項 観光費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	86,518		86,518	7,002		7,002	5,445		5,445	
2 給料	432,198		432,198	7,388		7,388				
3 職員手当等	216,450		216,450	3,700		3,700				
4 共済費	202,124		202,124	3,713		3,713	798		798	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金										
8 報償費	635,933	585	636,518	1,447		1,447	1,352		1,352	
9 旅費	93,986	1,050	95,036	2,600		2,600	1,900		1,900	
費用弁償	19,951		19,951	240		240	240		240	
普通旅費	48,913		48,913	1,400		1,400	700		700	
特別旅費	25,122	1,050	26,172	960		960	960		960	
10 交際費										
11 需用費	70,964	6,000	76,964	5,177		5,177	4,277		4,277	
12 役務費	47,722	1,750	49,472	1,323		1,323	750		750	
13 委託料	843,028	51,066	894,094	39,053	1,000	40,053	39,053	1,000	40,053	
14 使用料及び賃借料	259,342		259,342	3,410		3,410	2,210		2,210	
15 工事請負費	94,866	43,712	138,578		6,800	6,800		6,800	6,800	
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	5,944		5,944	2,944		2,944				
19 負担金、補助及び交付金	9,371,954	109,146	9,481,100	38,468	800	39,268	38,452	800	39,252	
20 扶助費										
21 貸付金	890,375		890,375							
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金	2,000		2,000							
25 積立金										
26 寄附金										
27 公課費										
28 繰出金	24,513		24,513							
予備費										
計	13,277,917	213,309	13,491,226	116,225	8,600	124,825	94,237	8,600	102,837	
財源										
内	国庫支出金	82,590		82,590	30,682		30,682	30,682		30,682
内	地方債									
内	その他	1,212,150		1,212,150	3,511		3,511	23		23
訳	一般財源	11,983,177	213,309	12,196,486	82,032	8,600	90,632	63,532	8,600	72,132

平成26年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		3項 観光費		
		1目 観光費		
	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	5,445		5,445
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	798		798
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金			
8	報償費	1,352		1,352
9	旅費	1,900		1,900
	費用弁償	240		240
	普通旅費	700		700
	特別旅費	960		960
10	交際費			
11	需用費	4,277		4,277
12	役務費	750		750
13	委託料	39,053	1,000	40,053
14	使用料及び賃借料	2,210		2,210
15	工事請負費		6,800	6,800
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費			
19	負担金、補助及び交付金	38,452	800	39,252
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	94,237	8,600	102,837
財	国庫支出金	30,682		30,682
源	地方債			
内	その他	23		23
訳	一般財源	63,532	8,600	72,132

平成26年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
				うち生活環境部					
							6項 住宅費		
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	312,836		312,836	37,259		37,259	36,020		36,020
2 給料	1,983,678		1,983,678	217,946		217,946	188,394		188,394
3 職員手当等	997,637		997,637	109,155		109,155	94,355		94,355
4 共済費	763,137		763,137	82,436		82,436	71,764		71,764
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	500		500						
8 報償費	10,395		10,395	2,774		2,774	90		90
9 旅費	36,779		36,779	5,428		5,428	3,053		3,053
費用弁償	3,706		3,706	571		571	150		150
普通旅費	29,964		29,964	3,652		3,652	2,902		2,902
特別旅費	3,109		3,109	1,205		1,205	1		1
10 交際費									
11 需用費	825,184		825,184	61,852		61,852	60,017		60,017
12 役務費	170,443		170,443	15,885		15,885	13,791		13,791
13 委託料	7,111,844	3,904	7,115,748	887,171		887,171	378,641		378,641
14 使用料及び賃借料	266,059		266,059	21,792		21,792	16,908		16,908
15 工事請負費	25,904,600	71,900	25,976,500	1,555,151		1,555,151	1,420,904		1,420,904
16 原材料費	3,790		3,790						
17 公有財産購入費	895,708		895,708						
18 備品購入費	278,953		278,953	9,270		9,270	100		100
19 負担金、補助及び交付金	8,394,198	62,250	8,456,448	931,085	59,250	990,335	653,449	59,250	712,699
20 扶助費									
21 貸付金	12,876		12,876	12,876		12,876	12,876		12,876
22 補償、補填及び賠償金	1,636,008	10,000	1,646,008	17,815		17,815	11,812		11,812
23 償還金、利子及び割引料	1,500		1,500						
24 投資及び出資金									
25 積立金	30,565		30,565	30,445		30,445	30,445		30,445
26 寄附金									
27 公課費	6,877		6,877						
28 繰出金	10,293		10,293	10,293		10,293			
予備費									
計	49,653,860	148,054	49,801,914	4,008,633	59,250	4,067,883	2,992,619	59,250	3,051,869
財源									
国庫支出金	15,963,223	750	15,963,973	909,665		909,665	902,163		902,163
地方債	15,709,000	36,000	15,745,000	676,000		676,000	676,000		676,000
内その他	2,443,839		2,443,839	915,579		915,579	726,041		726,041
訳一般財源	15,537,798	111,304	15,649,102	1,507,389	59,250	1,566,639	688,415	59,250	747,665

平成26年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計					
		6項 住宅費			補正前	補正額	補正後
		2目 住宅建設費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	8,504		8,504	131,750		131,750
2	給料				1,008,462		1,008,462
3	職員手当等				510,975		510,975
4	共済費	1,348		1,348	381,360		381,360
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金						
8	報償費	90		90	19,559		19,559
9	旅費	51		51	48,229		48,229
	費用弁償				8,422		8,422
	普通旅費	50		50	27,326		27,326
	特別旅費	1		1	12,481		12,481
10	交際費						
11	需用費	50		50	193,391	1,134	194,525
12	役務費	30		30	54,251		54,251
13	委託料	81,712		81,712	1,512,926	3,544	1,516,470
14	使用料及び賃借料	20		20	71,526		71,526
15	工事請負費	1,285,706		1,285,706	1,946,750	6,800	1,953,550
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費	100		100	107,812		107,812
19	負担金、補助及び交付金	560,549	59,250	619,799	2,029,257	60,050	2,089,307
20	扶助費						
21	貸付金	12,876		12,876	13,076		13,076
22	補償、補填及び賠償金	11,812		11,812	17,815		17,815
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金						
25	積立金	30,445		30,445	58,335		58,335
26	寄附金						
27	公課費						
28	繰出金				10,293		10,293
	予備費						
	計	1,993,293	59,250	2,052,543	8,115,767	71,528	8,187,295
財	国庫支出金	892,973		892,973	1,515,686		1,515,686
源	地方債	676,000		676,000	701,000		701,000
内	その他	47,707		47,707	1,187,275		1,187,275
訳	一般財源	376,613	59,250	435,863	4,711,806	71,528	4,783,334

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
7款 商工費	
3項 観光費	
1目 観光費	
負担金、補助 及び交付金	800
・山陰海岸ジオパークAPGNプレゼンポジウム開催支援補助金	
8款 土木費	
6項 住宅費	
2目 住宅建設費	
負担金、補助 及び交付金	59,250
・とっとり住まいる支援事業補助金	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円		
						国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円			
平成26年度 鳥取大学大学院工学研究 科寄附講座開設事業費	84,700			平成27年度から 平成32年度まで	84,700						84,700
平成26年度 湖山池の浄化対策実証試 験業務委託	14,904			平成27年度	14,904	7,700		2,401			4,803
平成26年度 山陰海岸世界ジオパーク ネットワーク推進事業費	3,000			平成27年度	3,000						3,000
平成26年度 災害時給油所地下タンク製 品備蓄促進事業補助	1,036			平成27年度から 平成30年度まで	1,036						1,036

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 記				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成26年度 とっとり住まいる支援事業補助	補正前の額	補助金総額303,050千円を限度として、平成26年度に交付決定した額から平成26年度に交付した額を差し引いた額		平成27年度	限度額に同じ	125,950千円を上 限として、限度額 に0.5を乗じた額				限度額から国庫支 出金の額(125,950 千円を上限として限 度額に0.5を乗じ た額)を除いた額
	補正額	補助金総額59,250千円を限度として、平成26年度に交付決定した額から平成26年度に交付した額を差し引いた額		平成27年度	限度額に同じ					限度額に同じ
	補正後の額	補助金総額362,300千円を限度として、平成26年度に交付決定した額から平成26年度に交付した額を差し引いた額		平成27年度	限度額に同じ	125,950千円を上 限として、限度額 に0.5を乗じた額				限度額から国庫支 出金の額(125,950 千円を上限として限 度額に0.5を乗じ た額)を除いた額

条 例 名 等	鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について （鳥取県手数料徴収条例の一部改正）									
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 土壌汚染対策法の一部が改正され、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行う指定調査機関の指定は知事がすることとされたことに伴い、指定調査機関の指定に係る手数料を新たに設ける等の所要の改正を行う。 2 概 要 (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。 <table border="1" data-bbox="284 654 1040 819"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定調査機関の指定</td> <td>1件につき</td> <td>30,900円</td> </tr> <tr> <td>指定調査機関の指定の更新</td> <td>1件につき</td> <td>24,800円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。	事務の区分	単位	金額	指定調査機関の指定	1件につき	30,900円	指定調査機関の指定の更新	1件につき	24,800円
事務の区分	単位	金額								
指定調査機関の指定	1件につき	30,900円								
指定調査機関の指定の更新	1件につき	24,800円								

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第7条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(92) 略</p> <p><u>(92の2) 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)</u> <u>第3条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定</u> <u>1件につき30,900円</u></p> <p><u>(92の3) 土壤汚染対策法第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可</u> 1件につき220,000円</p> <p><u>(92の4) 略</u></p> <p><u>(92の5) 略</u></p> <p><u>(92の6) 土壤汚染対策法第32条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新</u> 1件につき<u>24,800円</u></p> <p>(93)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(92) 略</p> <p><u>(92の2) 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)</u> <u>第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可</u> 1件につき220,000円</p> <p><u>(92の3) 略</u></p> <p><u>(92の4) 略</u></p> <p>(93)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条例名等

鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について
 （鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

提出理由及び概要

1 提出理由

最近における土地及び建物の賃貸料の状況等に鑑み、大会議室の使用料引き下げる改正を行う。

2 概要

（1）大会議室の使用料の額を行政財産使用料の引下げに準じて引き下げる。

区分	単位	金額	
		改正後	改正前
大会議室	1時間につき	790円	1,300円

（2）施行期日は、平成27年4月1日とする。

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第7条関係)			別表第1(第7条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
大会議室	1時間につき	<u>790円</u>	大会議室	1時間につき	<u>1,300円</u>
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について （鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）											
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 受益と負担の公平確保を図るため、他県との均衡を考慮し、収容動物の1日あたりの保管手数料を見直す。											
	2 概 要 (1) 次のとおり手数料の額を引き上げる。											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務の区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収容動物の保管手数料</td> <td style="text-align: center;">1日あたり</td> <td style="text-align: center;">350円</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> </tbody> </table>				事務の区分	単位	改正後	現行	収容動物の保管手数料	1日あたり	350円	300円
事務の区分	単位	改正後	現行									
収容動物の保管手数料	1日あたり	350円	300円									
	(2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。											

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料) 第21条 第12条第3項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取る者に対しては、1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該犬、猫等又は犬、猫等の死体を保管した日数を <u>350円</u> に乗じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。	(手数料) 第21条 第12条第3項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取る者に対しては、1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該犬、猫等又は犬、猫等の死体を保管した日数を <u>300円</u> に乗じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第21条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対する手数料の額について適用し、同日前の期間に対する手数料の額については、なお従前の例による。

条 例 名 等	鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について (鳥取県手数料徴収条例の一部改正)									
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 宅地建物取引業法の一部が改正され、宅地建物取引主任者から宅地建物取引士へ改称されたことに伴い、宅地建物取引主任者証から宅地建物取引士証への切替の再交付等に係る手数料を新たに設けることについて所要の改正を行う。 2 概 要 (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。 <table border="1" data-bbox="311 660 1177 766"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地建物取引士証の書換え交付</td> <td>1件につき</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>宅地建物取引士証の再交付</td> <td>1件につき</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。	事務の区分	単位	金額	宅地建物取引士証の書換え交付	1件につき	4,500円	宅地建物取引士証の再交付	1件につき	4,500円
事務の区分	単位	金額								
宅地建物取引士証の書換え交付	1件につき	4,500円								
宅地建物取引士証の再交付	1件につき	4,500円								

件名	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について (平成26年11月6日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>計量法の一部改正に伴う特例期間が経過したことにより、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成26年11月6日専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 特定計量器の検定に係る手数料の額を定めた規定中タクシーメーターの検定に係る手数料を廃止する。</p> <p>(2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前																							
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(178の2) 略</p> <p>(179) 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（<u>1の項(1)</u>）に掲げる特定計量器のうち、最小の目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す対象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同表の右欄に定める額の2倍の額)</p> <table border="1" data-bbox="199 1153 778 1467"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u> 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>2</u> 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>4</u> 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(180)～(328) 略</p> <p>2 略</p>		区分	金額	<u>1</u> 略	略	<u>2</u> 略	略	<u>3</u> 略	略	<u>4</u> 略	略	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(178の2) 略</p> <p>(179) 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（<u>2の項(1)</u>）に掲げる特定計量器のうち、最小の目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す対象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同表の右欄に定める額の2倍の額)</p> <table border="1" data-bbox="802 1153 1327 1467"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u> タクシーメーター</td> <td><u>1個につき550円</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u> 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>4</u> 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>5</u> 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(180)～(328) 略</p> <p>2 略</p>		区分	金額	<u>1</u> タクシーメーター	<u>1個につき550円</u>	<u>2</u> 略	略	<u>3</u> 略	略	<u>4</u> 略	略	<u>5</u> 略	略
区分	金額																								
<u>1</u> 略	略																								
<u>2</u> 略	略																								
<u>3</u> 略	略																								
<u>4</u> 略	略																								
区分	金額																								
<u>1</u> タクシーメーター	<u>1個につき550円</u>																								
<u>2</u> 略	略																								
<u>3</u> 略	略																								
<u>4</u> 略	略																								
<u>5</u> 略	略																								

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について (平成26年11月6日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>宅地建物取引業法の一部改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成26年11月6日専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 宅地建物取引業法の規定に基づく事務に係る手数料の額を定めた規定中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。</p> <p>(2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(306) 略</p> <p>(307) 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく<u>宅地建物取引士資格試験</u>の実施 1件につき7,000円</p> <p>(308) 宅地建物取引業法第18条第1項の規定に基づく<u>宅地建物取引士</u>の登録 1件につき37,000円</p> <p>(309) 宅地建物取引業法第19条の2の規定に基づく<u>宅地建物取引士</u>の登録の移転 1件につき8,000円</p> <p>(310) 宅地建物取引業法第22条の2第1項又は第5項の規定に基づく<u>宅地建物取引士証</u>の交付 1件につき4,500円</p> <p>(311) 宅地建物取引業法第22条の3第1項の規定に基づく<u>宅地建物取引士証</u>の有効期間の更新 1件につき4,500円</p> <p>(312)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 宅地建物取引業法第16条の2第1項の規定により国土交通大臣の指定する者に<u>宅地建物取引士資格試験</u>の実施に関する事務を行わせる場合における前項第307号の手数料 <u>宅地建物取引士資格試験</u>の実施に関する事務を行う者</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(306) 略</p> <p>(307) 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく<u>宅地建物取引主任者資格試験</u>の実施 1件につき7,000円</p> <p>(308) 宅地建物取引業法第18条第1項の規定に基づく<u>宅地建物取引主任者</u>の登録 1件につき37,000円</p> <p>(309) 宅地建物取引業法第19条の2の規定に基づく<u>宅地建物取引主任者</u>の登録の移転 1件につき8,000円</p> <p>(310) 宅地建物取引業法第22条の2第1項又は第5項の規定に基づく<u>宅地建物取引主任者証</u>の交付 1件につき4,500円</p> <p>(311) 宅地建物取引業法第22条の3第1項の規定に基づく<u>宅地建物取引主任者証</u>の有効期間の更新 1件につき4,500円</p> <p>(312)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 宅地建物取引業法第16条の2第1項の規定により国土交通大臣の指定する者に<u>宅地建物取引主任者資格試験</u>の実施に関する事務を行わせる場合における前項第307号の手数料 <u>宅地建物取引主任者資格試験</u>の実施に関する事務を行う者</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。